日液協２第２９号
令和３年３月５日

会員各位

日本液化石油ガス協議会

液石法通達及び例示基準の改正について（お願い）

標記につきましては、令和２年１２月１８日付け「日液協２第２３号」及び令和３年１月７日付け「日液協２第２４号」において、経産省の意見募集のお知らせしたところです。

この度、下記のとおり令和３年２月２５日付けで公布、施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

１．改正の概要

（１）通達「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」

液石法施行規則第２９条において規定されている標記解釈の緊急時対応に関する技術的能力について、これまでは、一般消費者等からの連絡を有人が固定電話で受けることとし、無人の固定電話からの携帯電話への自動転送は原則認めないとされていたが、通信技術の発達等を踏まえ、保安業務の遂行できる体制構築を前提に固定電話等から携帯電話への転送措置が認められることになった。

また、緊急時対応の配置においても、これまでは夜間のみについて（当該事業所から１０分以内に到着できること）が規定されていたが、夜間以外においても同様の措置が認められるようになった。

（２）例示基準第３０節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」（「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」）

例示基準第３０節は定期点検調査時等における調整圧力・閉そく圧力・燃焼器入口圧力における圧力測定の方法等を示している。

これまでの例示基準では、定期点検調査時の調整圧力・閉そく圧力・燃焼器入口圧力における圧力確認において、自記圧計等による測定以外にも、マイコンメータ等の圧力検知装置の異常表示の確認による代替え方法が規定されていたが、運用の条件として圧力検知装置（Ｓ型メータ等）設置の際に、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間の圧力差の測定することなどが全ての圧力確認に規定されており、実際には運用が難しいものとなっていた。

今回の改正により代替え点検調査の条件であった差圧測定時期を圧力検知装置設置時に限定せず、測定以外にも計算による差圧算定によることができることが追記された。また、これらは燃焼器入口圧力の確認の代替え措置にのみ限定されることになった（調整圧力、閉そく圧力の確認には関連しない）。

なお、実際の運用に関しては様々な疑問が予想されることから関連する例示基準の運用マニュアルを別途作成しており、今後、全Ｌ協のＨＰに公開予定（公開後は改めて通知いたします）。

２．添付資料

「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」

・添付資料１　通達（該当箇所は１０ページ目）

・添付資料２　新旧対照表

例示基準第３０節「調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法」

・添付資料３　例示基準（抜粋）

・添付資料４　新旧対照表

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：飯田、髙木

添付資料１

経済産業省

２０２１０２０４保局第１号
令和３年２月２５日

日本液化石油ガス協議会　会長　殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についてを別紙のとおり制定する。

経済産業省

２０２１０２０４保局第１号
令和３年２月２５日

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についてを別紙のとおり制定する。

附　則

１．この規程は、公布の日から施行する。

２．保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（２０１３０２０８商局第３号）は、令和３年２月２５日限り廃止する。

（別紙）

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１５号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号。以下「規則」という。）及び保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成９年通商産業省告示第１２２号。以下「告示」という。）に規定する保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可について、その運用及び解釈を下記のとおり定める。

記

３．申請書類について

(1) 規則第３０条第２項第１号の保安業務計画書

① 様式第１３中「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しないものは含まれないこととする。

② 様式第１３中「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段（自動車、オートバイ等）、緊急時の連絡の受信方法（電話等）及び集中監視システムの導入の有無について記載するものとする。

(2) 規則第３０条第２項第２号の図面

規則第３０条第２項第２号の図面には、保安業務を行う事業所から原則として３０分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載するものとする。

(3) 規則第３０条第２項第３号の書面

規則第３２条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面（保険証券、約款及び領収書、又は付保証明書等）を提出するものとする。

(4) 規則第３０条第２項第４号の書面

「役員及び第３３条に定める構成員の校正を説明した書面」とは、具体的には、役員名簿、社員名簿、組合員名簿、株主のリスト等であり、役員又は構成員の３分の２

が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成３１年３月１５日付け２０１９０３０８保局第５号）別添１の第３１条（認定の基準）関係（第３号関係）の(1)から(3)に該当しないことを説明した書面をいう。

なお、役員名簿や株主のリスト等は、あくまでも書面の例に過ぎないから、別の書面により上記基準に該当しないことを確認することが可能であれば、必ずしもこれらの書面によらずともよい。

(5)　規則第３０条第２項第５号の書面

各法人において対外的な説明に用いられる会社概要書等をもって足りることとする。

(6)　規則第３０条第２項第７号の書面

申請者が個人である場合は自らが誓約する書面、申請者が法人である場合は代表者が役員及び当該法人について誓約する書面とする。

２．　技術的能力について

(1)　告示第２条第１号の消費者戸数

規則様式第１３に記載される保安業務区分ごとの一般消費者等の数をもって告示第１条第１号の表中のそれぞれの保安業務区分ごとの消費者戸数とする。この際、保安業務区分ごとの「消費者戸数」の意味については、以下のとおりとする。

イ．供給開始時点検・調査　　液化石油ガス販売事業者が、自ら液化石油ガスを販売する一般消費者等に対し保安業務を行うため保安機関の認定を受けようとする場合にあっては、液化石油ガスの販売を自ら行う予定の消費者戸数とする。（ただし一部を他の保安機関に委託する場合は、その数を除く。具体的には以下のとおり。）

例１）

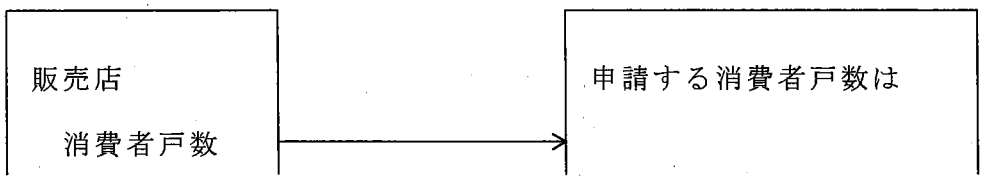

2,000戸	2,000戸

例２）

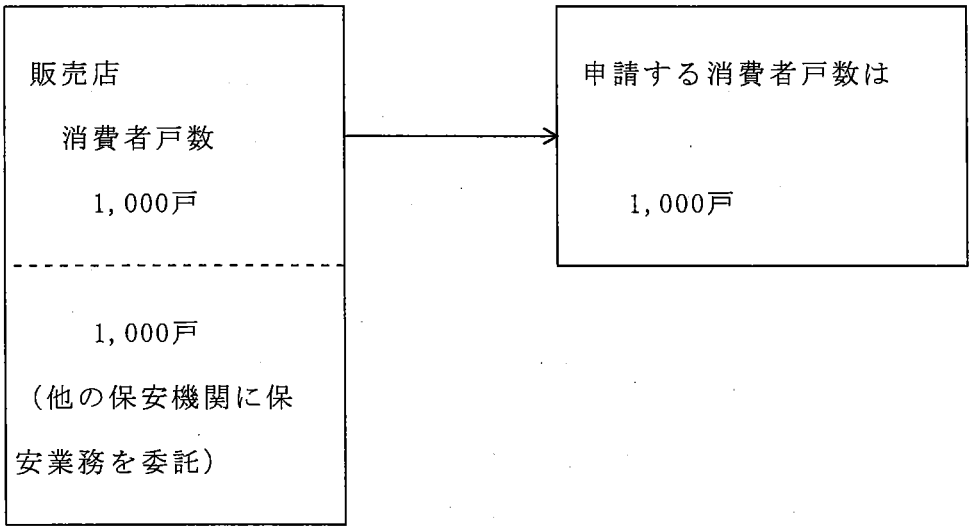

また、保安業務の委託を受ける場合には、委託をする液化石油ガス販売事業者の販売所から委託を受けた消費者戸数とする。

ロ．容器交換時等供給設備点検　この場合消費者戸数は、申請を行う者が保安業務を行おうとする戸数をいい、実際に保安業務を行う戸数とは異なってよい。

ハ．定期供給設備点検　ロと同様。なお、消費者戸数は一年間に点検を行おうとする戸数ではなく、保安業務を行おうとする戸数全体をいう。

例）保安機関が委託を受ける消費者戸数が２千戸の場合に、４年に１回の点検を行うとすれば、年平均５百戸の点検を行うこととなるが、その場合の消費者戸数は２千戸となる。

ニ．定期消費設備調査　ハと同様。

ホ．周知　イと同様。

ヘ．緊急時対応　イと同様。

ト．緊急時連絡　イと同様。

(2)　保安業務資格者の数

保安業務資格者の数の算定方法は告示第２条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第２条第１項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。

例１）定期消費設備調査のみの申請を行う場合

①　受託する消費者戸数が３万戸で、保安機関の年間実働日数が２５０日の場合

告示第２条第１号の表中ニの算定式に代入

30000×(1／(25×250))×(1／4)＝1.2

切り上げて２人以上必要

②　上記①で補助員がいる場合

告示第２条第１号の表中ニの算定式に代入（３分の４倍を適用）

30000×(1／(25×(4／3)×250))×(1／4)＝0.9

切り上げて１人以上必要

この場合補助員は１人必要

例２）容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検の申請を行う場合

①　容器交換時等供給設備点検の消費者戸数が５千戸、定期供給設備点検の消費者戸数が３千戸の場合で、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２６０日、調査員の数が０の場合

告示第２条第１号の表中ロの算定式に代入

5000×(1／(100×22))＝2.273

告示第２条第１号の表中ハの算定式に代入

3000×(1／(30×260))×(1／4)＝0.096

2.273＋0.096＝2.369　切り上げて３人以上必要

②　上記①で補助員がいる場合で、調査員が２人いる場合

告示第２条第１号の表中ロの算定式に代入

5000×(1／(100×22))－2＝0.273

告示第２条第１号の表中ハの算定式に代入（３分の４倍を適用）

3000×(1／(30×(4／3)×260))×(1／4)＝0.072

0.273＋0.072＝0.345　切り上げて１人以上必要

この場合補助員は１人必要

例３）供給開始時点検・調査、周知及び緊急時対応の申請を行う場合で、消費者戸数が千戸の販売事業者の場合

告示第２条第１号の表中イの算定式に代入

1000／20000＝0.05

告示第２条第１号の表中ホの算定式に代入

1000／20000＝0.05

告示第２条第１号の表中への算定式に代入

1000／20000＝0.05

0.05＋0.05＋0.05＝0.15　切り上げて１人以上必要

例４）定期供給設備点検及び定期消費設備調査の申請を行う場合

①　消費者戸数が１万戸で、年間実働日数が250日の場合

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入

10000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.5

切り上げて１人以上必要

②　消費者戸数が４万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入（３分の４倍を適用）

40000×(1／(20×(4／3)×250))×(1／4)＝1.5

切り上げて２人以上必要

この場合補助員は２人必要であり、１人のみの場合は３分の４倍の適用は受けられない。

③　定期供給設備点検の消費者戸数が１万戸、定期消費設備調査の消費者戸数が２万戸、年間実働日数が250日の場合

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入

10000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.5

告示第２条第１号の表中ニの算定式に代入

10000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.4

0.5＋0.4＝0.9　切り上げて１人以上必要

④　定期供給設備点検の消費者戸数が３万６千戸、定期消費設備調査の消費者戸数が３万戸、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入（３分の４倍を適用）

30000×(1／(20×(4／3)×250))×(1／4)＝1.125

告示第２条第１号の表中ハの算定式に代入（３分の４倍を適用）

6000×(1／(30×(4／3)×250))×(1／4)＝0.15

1.125＋0.15＝1.275　切り上げて２人以上必要

この場合補助員は２人必要であり、１人のみの場合は３分の４倍の適用は受けられない。

例５）容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知の申請を行う場合

①　消費者戸数がいずれも２千戸で、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２５０日、調査員及び補助員がいない場合

告示第２条第１号の表中ロの算定式に代入

2000×(1／(100×22))＝0.909

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入

2000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.1

告示第２条第２号の表中ロの算定式に代入

2000×(1／40000)＝0.05

0.909＋0.1＋0.05＝1.059　切り上げて２人以上必要

②　消費者戸数が３千戸で、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２５０日、定期供給設備点検のみ補助員を使う場合

告示第２条第１号の表中ロの算定式に代入

3000×(1／(100×22))＝1.364

告示第２条第１号の表中ハの算定式に代入（３分の４倍を適用）

3000×(1／(30×(4／3)×250))×(1／4)＝0.075

告示第２条第１号の表中ニの算定式に代入

3000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.12

告示第２条第２号の表中ロの算定式に代入

3000×(1／40000)＝0.075

1.364＋0.075＋0.12＋0.075＝1.634　切り上げて２人以上必要

この場合は補助員は１人必要

例６）容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知及び

緊急時対応の申請を行う場合で、消費者戸数が３千戸、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２５０日、調査員が２人、補助員がいない場合

告示第２条第１号の表中ロの算定式に代入

3000×(1／(100×22))－2＝－0.636　したがって0

告示第２条第２号の表中イの算定式に代入

3000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.15

告示第２条第２号の表中ロの算定式に代入

3000×(1／40000)＝0.075

告示第２条第１号の表中への算定式に代入

3000×(1／20000)＝0.15

0＋0.15＋0.075＋0.15＝0.375　切り上げて１人以上必要

例７）供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が２千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が５万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請）

告示第２条第１号の表中イの算定式に代入

2000×(1／20000)＝0.1

告示第２条第１号の表中への算定式に代入

2000×(1／20000)＝0.1

告示第２条第１号の表中トの算定式に代入

1＋（50000－20000)×(1／80000)＝1.375

0.1＋0.1＋1.375＝1.575　切り上げて２人以上必要

その他計算の方法に不明な点があれば、経済産業省産業保安グループガス安全室まで照会されたい。

(3)　保安業務資格者の要件

保安業務資格者は、保安機関の経営者又は保安機関に雇用される者（他人に該当しない個人も含む。）でなければならず、また、複数の保安機関の保安業務資格者に同時に就くことはできない。ただし、緊急時対応のみを行う保安機関が他の保安機関の保安業務資格者をその者の業務に支障のない範囲内で時間を定めて（例えば、毎週○曜日の○時～○時まで）時間雇用する場合については、複数の保安機関の保安業務資

格者に就くことができるものとする。なお、当該保安業務資格者は、緊急時対応のみを行う保安機関においては、就業規則等から勘案し、その勤務時間に相応の保安業務資格者数の設置としかみなされないので注意を要する。

(4)　緊急時対応の要件

緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。

①　緊急時対応の認定に当たっては、事故時の原因及び責任の所在等を明確化し被害者の十分かつ円滑な救済を図るという観点から、責任の所在が明確な主体のみが認定の対象となる。

②　告示第２条第３号イ中「第１号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には２４時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出動が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、事業所の近隣（当該事業所に１０分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。

また、保安機関は、緊急時における一般消費者等からの連絡を事業者として確実に受け、当該連絡に対し確実に対応できる連絡体制を構築していることとする。

③　告示第２条第３号イ中「第１号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者」は、例えば消費者戸数が千戸である場合、1000／20000＝0.05となるが、この場合は人の数であるから、当然１人ということになる。

④　告示第２条第３号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第３０条第２項第２号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(5)　保安業務用機器

保安業務用機器の保有基準は告示第３条に規定されているとおりであるが、具体的な算定方法についての例を示せば以下のとおりである。

例１）定期消費設備調査のみの申請を行う場合

①　受託する消費者戸数が３万戸で、保安機関の年間実働日数が２５０日の場合

告示第３条第１号の表中ニ（告示第２条第１号の表中ニ）の算定式に代入

30000×(1／(25×250))×(1／4)＝1.2

したがって

自記圧力計又はマノメータ	1.2	切り上げて２以上必要
ガス検知器	1.2	切り上げて２以上必要
漏えい検知液	1.2	切り上げて２以上必要
緊急工具類	1.2	切り上げて２以上必要
一酸化炭素測定器	1.2	切り上げて２以上必要
ボーリングバー	1.2	切り上げて２以上必要

② 上記①で補助員がいる場合

告示第３条第１項の表中ニ（告示第２条第１号の表中ニ）の算定式に代入

30000×(1／(25×(4／3)×250))×(1／4)＝0.9

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.9	切り上げて１以上必要
ガス検知器	0.9	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	0.9	切り上げて１以上必要
緊急工具類	0.9	切り上げて１以上必要
一酸化炭素測定器	0.9	切り上げて１以上必要
ボーリングバー	0.9	切り上げて１以上必要

例２）容器交換時等供給設備点検と定期供給設備点検の申請を行う場合

① 容器交換時等供給設備点検の消費者戸数が５千戸、定期供給設備点検の消費者戸数が３千戸で、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２６０日、調査員の数が０の場合

（ｉ） 容器交換時等供給設備点検

告示第３条第１項の表中ロの算定式に代入

5000×(1／(100×22))＝2.273

（ii） 定期供給設備点検

告示第３条第１項の表中ハ（告示第２条第１号の表中ハ）の算定式に代入

3000×(1／(30×260))×(1／4)＝0.096

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.096	切り上げて１以上必要

ガス検知器	0.096	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	2.273＋0.096＝2.369	切り上げて３以上必要
緊急工具類	2.273＋0.096＝2.369	切り上げて３以上必要
ボーリングバー	0.096	切り上げて１以上必要

② 上記①で補助員がいる場合で、調査員が２人いる場合

（ｉ） 容器交換時等供給設備点検

告示第３条第１項の表中ロの算定式に代入

5000×(1／(100×22))－2＋2＝2.273

（ii） 定期供給設備点検

告示第３条第１項の表中ハ（告示第２条第１号の表中ハ）の算定式に代入

3000×(1／(30×(4／3)×260))×(1／4)＝0.072

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.072	切り上げて１以上必要
ガス検知器	0.072	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	2.273＋0.072＝2.345	切り上げて３以上必要
緊急工具類	2.273＋0.072＝2.345	切り上げて３以上必要
ボーリングバー	0.072	切り上げて１以上必要

例３）供給開始時点検・調査、周知及び緊急時対応の申請を行う場合で消費者戸数が千戸の販売事業者の場合

（ｉ） 供給開始時点検・調査

告示第３条第１項の表中イ（告示第２条第１号の表中イ）の算定式に代入

1000／20000＝0.05

（ii） 緊急時対応

告示第３条第１項の表中ホ（告示第２条第１号の表中へ）の算定式に代入

1000／20000＝0.05

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.05＋0.05＝0.1	切り上げて１以上必要
ガス検知器	0.05＋0.05＝0.1	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	0.05＋0.05＝0.1	切り上げて１以上必要
緊急工具類	0.05＋0.05＝0.1	切り上げて１以上必要

一酸化炭素測定器　　0.05＋0.05＝0.1　　切り上げて１以上必要

ボーリングバー　　0.05＋0.05＝0.1　　切り上げて１以上必要

例４）定期供給設備点検及び定期消費設備調査の申請を行う場合

①　消費者戸数が１万戸で、年間実働日数が250日の場合

告示第３条第２項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

10000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.5

告示第３条第２項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

10000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.4

したがって

自記圧力計又はマノメータ　0.5　切り上げて１以上必要

ガス検知器　0.5　切り上げて１以上必要

漏えい検知液　0.5　切り上げて１以上必要

緊急工具類　0.5　切り上げて１以上必要

一酸化炭素測定器　0.4　切り上げて１以上必要

ボーリングバー　0.5　切り上げて１以上必要

②　消費者戸数が４万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

告示第３条第２項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

40000×(1／(20×(4／3)×250))×(1／4)＝1.5

告示第３条第２項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

40000×(1／(25×(4／3)×250))×(1／4)＝1.2

したがって

自記圧力計又はマノメータ　1.5　切り上げて２以上必要

ガス検知器　1.5　切り上げて２以上必要

漏えい検知液　1.5　切り上げて２以上必要

緊急工具類　1.5　切り上げて２以上必要

一酸化炭素測定器　1.2　切り上げて２以上必要

ボーリングバー　1.5　切り上げて２以上必要

③　定期供給設備点検の消費者戸数が１万戸、定期消費設備調査の消費者戸数が２万戸で、年間実働日数が250日の場合

（ｉ）　定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第３条第２項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

10000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.5

告示第３条第２項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

10000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.4

（ⅱ） 定期消費設備調査

告示第３条第１項の表中ニ（告示第２条第１号の表中ニ）の算定式に代入

10000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.4

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.5＋0.4＝0.9	切り上げて１以上必要
ガス検知器	0.5＋0.4＝0.9	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	0.5＋0.4＝0.9	切り上げて１以上必要
緊急工具類	0.5＋0.4＝0.9	切り上げて１以上必要
一酸化炭素測定器	0.4＋0.4＝0.8	切り上げて１以上必要
ボーリングバー	0.5＋0.4＝0.9	切り上げて１以上必要

④ 定期供給設備点検の消費者戸数が３万６千戸、定期消費設備調査の消費者戸数が３万戸で、年間実働日数が250日、補助員がいる場合

（ⅰ） 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第３条第２項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

30000×(1／(20×(4／3)×250))×(1／4)＝1.125

告示第３条第２項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

30000×(1／(25×(4／3)×250))×(1／4)＝0.9

（ⅱ） 定期供給設備点検

告示第３条第１項の表中ハ（告示第２条第１号の表中ハ）の算定式に代入

6000×(1／(30×(4／3)×250))×(1／4)＝0.15

したがって

自記圧力計又はマノメータ	1.125＋0.15＝1.275	切り上げて２以上必要
ガス検知器	1.125＋0.15＝1.275	切り上げて２以上必要
漏えい検知液	1.125＋0.15＝1.275	切り上げて２以上必要
緊急工具類	1.125＋0.15＝1.275	切り上げて２以上必要
一酸化炭素測定器	0.9	切り上げて１以上必要

ボーリングバー　　1.125＋0.15＝1.275　　切り上げて２以上必要

例５）容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査及び周知の申請を行う場合で、消費者戸数がいずれも３千戸、月間実働日数が２２日、年間実働日数が２５０日、調査員２人、補助員がいない場合

（ｉ）　容器交換時等供給設備点検

告示第３条第１項の表中ロ（告示第２条第１号の表中ロ）の算定式に代入

3000×(1／(100×22))－2＋2＝1.364

（ii）　定期供給設備点検及び定期消費設備調査

告示第３条第２項の表（自記圧力計又はマノメータ等）の算定式に代入

3000×(1／(20×250))×(1／4)＝0.15

告示第３条第２項の表（一酸化炭素測定器）の算定式に代入

3000×(1／(25×250))×(1／4)＝0.12

（iii）　緊急時対応

告示第３条第１項の表中ホ（告示第２条第１号の表中へ）の算定式に代入

3000／20000＝0.15

したがって

自記圧力計又はマノメータ	0.15＋0.15＝0.3	切り上げて１以上必要
ガス検知器	0.15＋0.15＝0.3	切り上げて１以上必要
漏えい検知液	1.364＋0.15＋0.15＝1.664	切り上げて２以上必要
緊急工具類	1.364＋0.15＋0.15＝1.664	切り上げて２以上必要
一酸化炭素測定器	0.12＋0.15＝0.27	切り上げて１以上必要
ボーリングバー	0.15＋0.15＝0.3	切り上げて１以上必要

保安業務用機器について「保有」とは所有している場合のほか、占有している場合もいうが、そのいずれかの場合についても専有していることが条件であり、当該保安機関が保安業務様機器を使用する必要があるときには常に使用できる状態にあることを要する。

３．保安業務規程の審査について

(1)　保安業務規程は、そもそも法令により一律に遵守せしめるには困難な事項について、自主保安の観点から、法令の定める基準を下回らない範囲において、各保安機関ごと

に異なる事情を勘案して定めることができるものであり、規則で定められた記載事項が的確に記載されていれば、別添の記載例と異なる記載方法であってもよい。

(2)　保安機関は、保安業務規程を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならないこととされており、認可を受けた後でなければ保安業務を行うことができない。なお、新規に保安機関になるべく申請があった場合、保安機関の認定申請と保安業務規程の認可申請が同時に行われても差し支えない。

(3)　保安業務規程の変更に係る認可を必要とする場合としては、例えば、保安機関として行うべき保安業務区分の増加又は減少、保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少、保安業務規程に記述されている保安業務の方法、連絡の方法等の変更等がある。

（記載例）別添

附　則

４．この規程は、令和３年２月２５日から施行する。

５．保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（２０１３０２０８商局第３号）は、令和３年２月２５日限り廃止する。

別添　保安業務規程の記載例について

本記載例は一例であり、各保安機関が定める保安業務規程については、本例によらないものであっても規則第３９条第２項に規定されている要件を満たしていれば認可することとする。したがって、認可に当たっては、本例をもって申請者に過重な要件を付加することがないよう留意されたい。

保安業務規程（例）

（目的）

第１条　この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第３５条の規定に基づき定めるものであり、法第２７条第１項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第２条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第３９条第２項第１号から第４号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の実施の方法）

第３条　規則第３９条第２項第５号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

例１（供給開始時点検・調査）

一　供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う日の○日前までに行われなければならず、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。

二　供給開始時点検・調査は、規則第３６条第１項第１号の点検及び第３７条第１号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみにおいて行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。

三　前号の場合において、消費設備の調査を行った結果技術上の基準に適合していないと認められる場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面をも

って結果を通知することとし、当該通知をした場合には、改善がなされ次第再調査を行うこととする。

四　供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものにあっては充てん作業者が行うこととする。

例２（定期消費設備調査）

一　定期消費設備調査は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二　定期消費設備調査は、規則第３７条第１号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）一回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者である液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に通知することとする。

三　前号の一般消費者等への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には、その通知の日から１月を経過し、かつ、６月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。

四　定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。（又は、保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。）

五　消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

例３（周知）

一　周知は、規則第２７条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。

イ　周知事項を記載した書面を配布する方法

ロ　一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。

①　電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

②　本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

③　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

二　前号ロに掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。

なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロに掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

イ　一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法

ロ　本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法

ハ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

三　周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

四　周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

五　周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明できない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

六　周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

例４（緊急時対応）

一　液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、委託者である液化石油ガス販売事業者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ　電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ　出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに（又は、原則30分以内に）現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者等への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

二　出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

（連絡の方法）

第４条　規則第３９条第２項第６号に規定する保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法は、次のとおりとする。

例１（供給開始時点検・調査）

本保安機関は、点検・調査の終了後速やかに次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。

一　供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

二　供給開始時点検・調査を行った者の氏名

三　供給開始時点検・調査を行った年月日

四　供給開始時点検・調査の結果

五　技術上の基準に適合しないと認められる場合、適合するようにするための必要な措置等

例２（定期消費設備調査）

本保安機関は、調査の終了後20日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

一　定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所

二　定期消費設備調査を行った者の氏名

三　定期消費設備調査を行った年月日

四　定期消費設備調査の結果

例３（周知）

本保安機関は、周知の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面をもって連絡することとする。

一　周知に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所

二　周知を行った者の氏名

三　周知を行った年月日

四　周知の方法及び結果等

例４（緊急時対応）

一　本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を通知されたときは、委託者である液化石油ガス販売事業者に当該事実を電話により速やかに連絡することとする。

二　本保安機関は、一般消費者等の供給設備を点検、又は消費設備を調査した結果、委託者による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者に速やかに連絡することとする。

三　本保安機関は、一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっても、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。

四　本保安機関は、毎四半期（又は毎月）ごとに緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面をもって報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第５条　保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳簿）

第６条　本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第１３１条第２項の規定による帳簿を備えることとする。

２　前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が４年に１回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

３　第１項の帳簿は、本保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ閲覧に供することとする。

（報告）

第７条　本保安機関は、規則第１３２条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後３月以内に法第２９条第１項の認定をした経済産業大臣（又は都道府県知事）に報告することとする。

一　当該事業年度における法第２７条第１項の保安業務の実施状況

二　当該事業年度末における保安業務資格者の数

三　当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

四　当該事業年度中の役員又は規則第３３条各号に掲げる構成員の変更（本保安機関が法人の場合）

（保安教育）

第８条　本保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

（労務規程）

第９条　職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

（実施細則）

第10条　この保安業務規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この保安業務規程は、令和　年　月　日（又は、○○県知事の認可を受けた日から）施行する。

添付資料２

別紙

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第１号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について 廃止・制定　２０２１０２０４保局第１号　令和　３年　２月２５日 ２．　技術的能力について (1)～(3)　［略］ (4)　緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①　［略］ ②　告示第２条第３号イ中「常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には２４時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出動が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、事業所の近隣（当該事業所に１０分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。 また保安機関は、緊急時における一般消費者等からの連絡を事業者として確実に受け、当該連絡に対し確実に対応できる連絡体制を構築していることとする。	**保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について** 廃止・制定　２０１３０２０８商局第３号　平成２５年　３月２９日 改正　２０１６１２１６商局第３号　平成２８年１２月２７日 ２．　技術的能力について (1)～(3)　［略］ (4)　緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第２条第３号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①　［略］ ②　告示第２条第３号イ中「常時第１号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には２４時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出動が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に１０分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれるものとする。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出動する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを保管する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。

添付資料３

経済産業省

２０２１０２０３保局第１号
令和３年２月２５日

日本液化石油ガス協議会
会長　澤田　栄一　殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官　太田　雄彦

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、別紙のとおり定めたので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知してくださるようお願いします。

経済産業省

２０２１０２０３保局第１号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、次のように定める。

令和３年２月２５日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について、別紙のとおり制定する。

附　則

１．この規程は、令和３年２月２５日から施行する。

２．液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成２９年３月３１日付け　２０１７０３１６商局第９号）は、廃止する。

（別紙）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

制定　令和３年２月２５日　２０２１０２０３保局第１号

１．総則

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第１２条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第１４条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第１６条に規定する販売の方法の基準、規則第１８条、第１９条、第５３条及び第５４条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第４４条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。

なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。

２．設置許可及び完成検査の申請

（１）　貯蔵施設及び特定供給設備の詳細基準が例示基準に基づくときの設置許可及び完成検査の申請は、規則で定めるところによる。

（２）　上記（１）以外の申請は、規則で定めるところのほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

ただし、３．（４）の事前評価書を添付する場合にあっては、ロの資料を添付することを省略することができる。

イ　設置許可又は完成検査において適用すべき詳細基準

ロ　当該詳細基準が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

３．協会による事前評価

（１）　設置許可、完成検査等（以下「完成検査等」という。）について、協会による事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める詳細基準事前評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、完成検査等事前評価申請書を協会に提出するものとする。

（２）　完成検査等事前評価申請書には次の①及び②に掲げる資料を添付するものとする。

①　完成検査等において適用すべき詳細基準の案

②　①の詳細基準の案が機能性基準に適合していることを証する資料（例えば、安全性を　立証するための論文、規格、解析結果、試験データ等）

（３）　完成検査等に係る協会の事前評価の厳正な処理を図ることを目的として、協会に学識経験者からなる液石法関係詳細基準事前評価委員会（以下「事前評価委員会」という。）

を設置する。

事前評価委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準事前評価委員会規程」（以下「事前評価委員会規程」という。）に基づき事前評価を行う。

（4）　協会は、事前評価を行ったときは、要領に基づき、速やかに事前評価申請を行った者に対し、その結果を事前評価書により通知するものとする。

4．例示基準の改正及び追加等

（1）　例示基準の時宜を得た適切な改正及び追加等を図ることを目的として、協会に学識経験者等からなる液石法関係基準検討委員会（以下「基準検討委員会」という。）を設置する。

（2）　基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係基準検討委員会要領」に基づき運営する。

（3）　基準検討委員会は、協会が別に定める「液石法関係詳細基準審査規程」に基づき、詳細基準作成者から申請のあった詳細基準が機能基準を満たすかどうかについて審査する。

（4）　例示基準は、基準検討委員会の報告を受け、改正及び追加するものとする。

別添

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

この液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の技術基準の例示基準は、同法律施行規則に定める技術的要件を満たす技術的内容をできる限り具体的に例示したものである。

なお、当該規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規定に適合するものと判断するものである。

３０．調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法

規則関係条項　第１８条第１１号・第２０号ハ、第１９条第７号、第４４号第１号ト・第２号イ（３）・（６）・ロ（２）、第５３条第４号、第５４条第３号

１．調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認方法は、次の基準によるものとする。（圧力検知装置を用いる場合を除く。）

（１）　調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認に当たっては、次の基準に適合する器具又は設備を使用すること。

①　圧力測定器具

次の基準に適合する機械式自記圧力計、指針式圧力計、マノメータ、電気式ダイヤフラム式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式圧力計とする。

(i)機械式自記圧力計

第２９節１．（１）①(ii) a．の基準に適合するものとする。

(ii)指針式圧力計

第２９節２．（１）①(i) b．の基準に適合するものとする。

(iii)マノメータ

第２９節２．（１）①(i) c．の基準に適合するものとする。

(iv)電気式ダイヤフラム式自記圧力計又は電気式ダイヤフラム式圧力計

第２９節１．（１）①(ii) b．又は２．(1)①(i) d．の基準に適合するものとする。

②　圧力測定器具を調整器の出口側に取り付けるための専用継手管又はゴム管及び継手金具類並びに弁並びに漏えい検知液又は石けん水

第２９節１．（１）①(iii)及び(iv)の基準に適合するものとする。

③　減圧弁

貯蔵設備から発生する液化石油ガスの圧力を０．０７ＭＰａ以上０．１５ＭＰａ以下の範囲内に減圧できるものであって、耐圧性能は入口側２．６ＭＰａ以上、出口側０．８ＭＰａ以上のものであること。

（２）　調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認の方法は、次の基準のいずれかによるものとする。

①　容器の交換時に交換前の容器及び交換後の容器を利用して行う方法（第１図参照）

①の方法

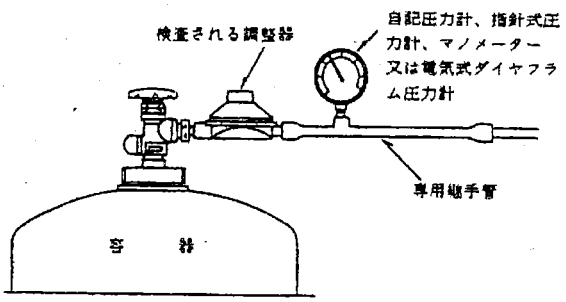

第１図

次の順序及び方法により行うものとする。

(i)　交換前の容器（容器内の残液量が法令で定める最大充てん質量の３０％以下になっていて比較的圧力の低いもの）が接続されている状態で、調整器とガス栓（調整器に最も近いもの）との間の調整器の出口に近接した部分に専用継手管、ゴム管又は継手金具類を使用して、圧力測定器具を取り付ける。

(ii)　容器のバルブを開いて調整器に圧力を加え、圧力測定器具及び石けん水等を使用して、漏えいのないことを確認する。

(iii)　調整圧力は、(ii)により漏えいのないことを確認した後、次のａ．の状態で圧力測定器具の指示圧力を測定し、これがｂ．の基準に適合することを確認する。

ａ．（ａ）交換前の容器により消費数量が最大の燃焼器を含む１個以上の燃焼器に点火する。

（ｂ）上記（ａ）の確認を完了した後、法令で定める最大充てん質量が充てんされている容器（比較的圧力の高いもの）を接続し、消費数量が最小の燃焼器１個に点火する。

ｂ．（ａ）当該調整器が生活の用に供するものにあっては、ａ．（ａ）又は（ｂ）の状態における指示圧力がいずれも２．３ｋＰａ以上３．３ｋＰａ以下であること。

（ｂ）当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該調整器の調整圧力及び容量が燃焼器に適合したものであり、かつ、当該調整器に係る燃焼器の燃焼状態が良好であること。

(iv)　閉そく圧力は、(iii) ａ．（ｂ）の状態で確認を完了した後、燃焼器の使用を中止した状態で、そのまま１分間以上静置した後、圧力測定器具の指示圧力を測定し、これが次の圧力以下の圧力であることを確認する。

ａ．当該調整器が生活の用に供するものにあっては、３．５ｋＰａ

ｂ．当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該調整器に使用する燃焼器に係る調整圧力に適応した閉そく圧力

（注）　燃焼器の使用を中止する場合は、燃焼器のガス栓を徐々に閉めること。

②　調査又は点検時に設置されている容器で、容器内の残液量が法令に定める最大充てん質量の３０％を超えるもの及び減圧弁を使用して行う方法（第２図参照）

次の順序及び方法により行うものとする。

(i)減圧弁、調整器及び圧力測定器具の接続方法は、第２図による。

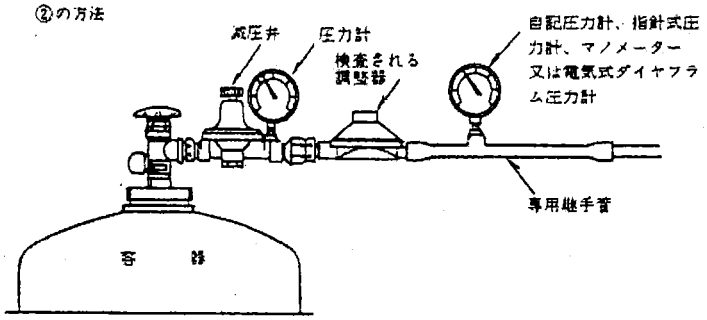

第２図

(ii)①(i)の方法により、漏えいのないことを確認する。

(iii)調整圧力は、容器から発生する液化石油ガスを減圧弁で減圧しない状態で供給する場合及び減圧弁で０．０７ＭＰａに減圧した状態で供給する場合について、それぞれ①(iii)に準じて確認する。

(iv)閉そく圧力は、液化石油ガスを減圧しない状態で①(iv)に準じて確認する。

③　①又は②の方法と同等以上の方法に準じて、別途確認した調整器又は器具省令別表第３の技術上の基準に適合した未使用のものであることを確認すること。

④　①又は②の確認方法について、圧力測定器具を調整器とガス栓（調整器に最も近いもの）との間の調整器の出口に近接した部分に取り付けることが困難な場合にあっては、これらを燃焼器の入口に近接した配管部分に取り付け、調査又は点検時に設置されている容器を用いて、次の基準に適合することを確認するものとする。

(i)燃焼中の燃焼器の入口圧力が次の圧力であること。

ａ．当該調整器が生活の用に供するものにあっては、２．３ｋＰａ以上３．３ｋＰａ以下（容器から発生する液化石油ガスを減圧弁で０．０７ＭＰａに減圧した状態で検査する場合にあっては、２．０ｋＰａ以上３．３ｋＰａ以下）

ｂ．当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該燃焼器に適応した圧力

上記ａ．又はｂ．の基準に適合していない場合は、調整器の出口に近接した部分で①又は②の方法により、調整圧力が基準に適合しているかどうかを確認する。

(ii)閉そく圧力は、①(iv)ａ．又はｂ．に定める圧力以下であること。

２．燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法は、次の基準によるものとする。（圧力検知装置を用いる場合を除く。）

（１）　１．（１）①及び②に掲げる器具又は設備を使用すること。

（２）　圧力の確認は、次の順序及び方法により行うこと。

①　交換前の容器（容器内の残液量が法令に定める最大充てん質量の３０％以下になっている比較的圧力の低いものとする。）が接続されている状態又は使用中の容器と調整器との間に減圧弁を接続し、圧力を０．０７ＭＰａに減圧した状態で燃焼器

に近接した配管部分に専用継手管又はゴム管及び継手金具類を使用して分岐管を設け、圧力測定器具を取り付ける。

② すべての燃焼器のガス栓を閉じた状態で容器のバルブを開き、燃焼器のガス栓まで液化石油ガスの圧力を加え、ガス漏れのないことを圧力測定器具及び石けん水等を使用して確認する。

③ ①の燃焼器に点火し、そのガス栓を全開した後、圧力測定器具の指示圧力を測定し、次の基準に適合することを確認する。

(i) 当該燃焼器が生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、２．０ｋＰａ以上３．３ｋＰａ以下の圧力であること。

(ii) 当該燃焼器が生活の用以外の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、当該燃焼器に適応した圧力であり、かつ、燃焼状態が良好であること。

３．圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。

（１） 調整器又は調整器出口に近接され調整器の調整圧力及び閉そく圧力を測定するもので、ガスの消費者若しくはその他建物の関係者に音響若しくは表示により警報するもの又はガスの供給を自動的に停止するものであって、次の基準に適合するものとする。

① 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、ガスの使用中に３．３ｋＰａを超える圧力又は２．３ｋＰａ未満の圧力を検知した場合若しくはガスの使用停止時に３．５ｋＰａを超える圧力を検知した場合には、自動的に音響又は表示により警報し続けるものであること。

② 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、ガスの使用中に当該調整器の調整圧力又はガスの使用停止時に当該調整器の閉そく圧力に適合しない圧力を検知した場合には、自動的に音響又は表示により警報し続けるものであること。

③ 検知機能が維持できなくなった場合には、自動的に音響又は表示により警報するものであること。

④ ガスの供給を自動的に停止するものにあっては、作動状況の確認が容易にでき、かつ、復帰安全機構を有すること。

（２） 圧力検知装置により測定された調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。

① 供給圧力差を測定して確認する方法

(i) 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と２．０ｋＰａとの差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。

(ⅱ) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、当該調整器の

容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。

(iii)　(i)(ⅱ)の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

② 供給圧力差を計算して確認する方法

(i) 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738　Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と2.0kPaとの差圧より小さいことを確認すること。

(ⅱ) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738　Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであることを確認すること。

(iii)　(i)(ⅱ)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠（ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む）について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

（3）　調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認は、次により行うこと。

① 次のいずれかの方法により圧力異常表示又は圧力異常通報の確認を行い、警報表示等が有った場合には、１．及び２．の方法により調整器の調整圧力及び閉そく圧力の確認並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認を行い、必要な措置を講ずること。

(i) 警報表示の有無を２月に１回以上確認をする。

(ii) 圧力異常に係る情報を電話回線等により自動的に伝達する機器により常時監視する。

② ①の確認結果及び講じた措置内容その他の事項を記載した関係帳票等を１年間保管すること。ただし、①(ii)の方法で確認を行う場合は、圧力異常通報があった場合の記録に限るものとする。

③ 規則第３６条第１項第１号に定める点検及び第３７条第１号に定める調査に当たっては、実施期間内の最終の警報表示の確認結果により所要の措置を講ずること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和３年２月 25 日 20210203 保局第１号）新旧対照表

○別添　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準
（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に二重下線を付した規程は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後	現行
30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法	30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法
1～2.　［略］	1～2.　［略］
3.　圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。	3.　圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　圧力検知装置により測定された調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。	(2)　圧力検知装置の設置等は、次により行うこと。
①　供給圧力差を測定して確認する方法	［新設］
（ｉ）　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。	①　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。
（ii）　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自	②　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、そ

動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 ［削除］ (ⅲ)　(ⅰ)(ⅱ)の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。 ②　供給圧力差を計算して確認する方法 (ⅰ)　当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいことを確認すること。 (ⅱ)　当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738　Ⅱ.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃焼器に適合したものであることを確認すること。	の測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、容量が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。 ③　①②については、圧力検知装置を設置する場合並びに圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備を変更(同一のものとの取替えを除く。)する場合に行うものとする。 ④　①②の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。 ［新設］

(ⅲ)　(ⅰ)(ⅱ)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠（ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む）について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。 (3)　［略］	(3)　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	